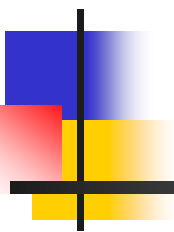
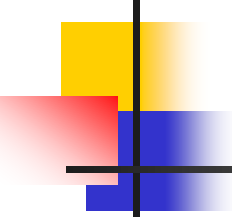


2 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 4 「病害虫無発生地域設定 の要件」の改正





本基準に関する基本情報

取り巻く状況

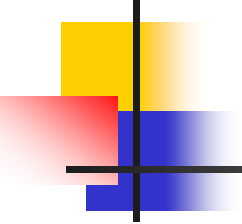
- 1995年に採択された本基準は、策定後、長年が経過し、新たな情報や考え方も出てきていることから、2009年の基準委員会(SC)で改正することが決定。

基準策定の目的

- 病虫害無発生地域（PFA）の現在の考え方に合った内容に改正。

改正内容の概要

- PFAの設定・維持の要件に関するセクションを再編成し、要件を現在の考え方に合った詳細な内容に改正。
- 必要な項目に関するセクションを新設。

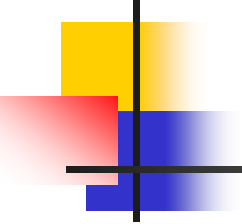


これまでの経緯

- 2009年11月 基準委員会が本基準の改訂を行うよう推奨
- 2010年3月 IPPC総会で優先度の高いトピックに追加
- 2013年11月 基準委員会が仕様書を承認
- 2020年12月～
2021年1月 専門家作業部会による改正案の作成
- 2021年7～9月 1回目加盟国協議
- 2022年5月 基準委員会作業部会で改正案を修正
- 2022年7～9月 2回目加盟国協議

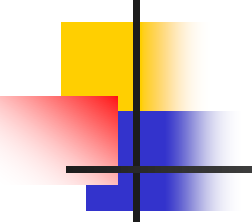
現行基準からの主な変更点（1）

現行	2回目加盟国協議 改正案	備考
1.1 PFA の決定	1.1 管理されるべき有害動植物 1.2 地域の特 1.3 地域にふさわしい生態学的条件	セクションの分割 内容の改正
1.2.1 無発生を設定するためのシステム	2.1 地域における有害動植物ステータスの決定	セクションの移動 具体的な情報の追加
1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置	2.2 規制品目の移動の管理 3.1 規則の枠組み	セクションの移動・再編成 具体的な情報の追加
1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック	3.2 PFAの維持のためのサーベイランス 3.3 有害動植物発見の通報	セクションの移動 具体的な情報の追加
1.3 文書化及び見直し	4. 有害動植物無発生の検証と定期的な見直し 5. データ収集、文書化と記録管理	セクションの移動 具体的な情報の追加



現行基準からの主な変更点（2）

現行	2回目加盟国協議 改正案	備考
2. 各種PFA の特定の要件	—	セクションの廃止
—	2.3 緩衝地帯の設定	セクションの新設
—	2.4 有害動植物無発生の公的 宣言	セクションの新設
—	3.4 突発的発生への対応を含 む是正措置計画	セクションの新設
—	3.5 PFAの停止、回復又は撤回 に関する規定	セクションの新設
—	6. 通告と利害関係者の関与	セクションの新設
—	7. PFAの承認	セクションの新設

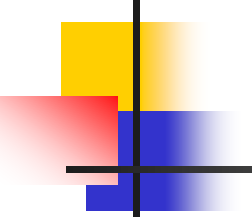


1. PFAの開始

1.1 管理されるべき有害動植物~~及び地域~~

- ・ PFAを開始するときNPPO（国家植物防疫機関）は管理されるべき有害動植物（学名を含む）~~及び地域~~を特定し、有効な診断方法や関連する生物学的特徴を特定すべき。
- ・ ~~地域は国全体、国の一部又は複数の国のすべて若しくは一部となりうる。~~

【1回目協議からの主な修正点：地域に関する記述をセクション1.2に移動。】



1. PFAの開始

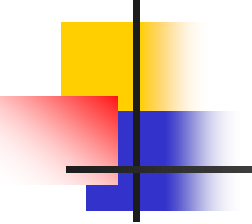
1.2~~3~~ 地域の特定

- PFAの対象は、国の全体若しくは一部又は複数の国のすべて若しくは一部とすることが可能。
- PFAと考えられる地域の情報は、NPPOが有害動植物が発生していない証拠を提供する場合等に確認しやすくするために具体的にすべき。
- 水域、山、砂漠等、別の地域への有害動植物の移動を妨げる自然の障壁によって PFAの境界を設定することができる。

【1回目協議からの修正点：セクション1.1の地域に関する記述を追加。】

1.3~~2~~ 地域にふさわしい生態学的条件

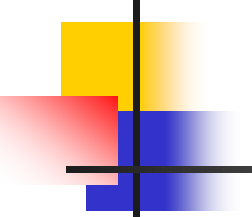
- NPPOは、その地域における寄主植物の存在を確認すべき。
- 有害動植物のその地域の寄主感受性の潜在的な違い、気候への適合性、その地域への入り込みと定着の可能性等も考慮すべき。



2. PFAの設定

2.1 地域における有害動植物ステータスの決定 ~~設定前のサーベイランス活動~~

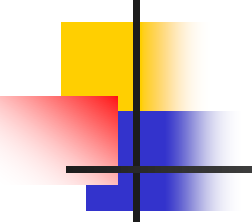
- ISPM 6及びISPM 8の要件に従ってサーベイランスを実施すべき。
- より信頼性の高い証拠が必要な場合、一般サーベイランスよりも、特定サーベイランスを実施する。特定サーベイランスのレベル (調査の種類と頻度) は、その地域における有害動植物の侵入と定着の可能性の~~病害虫リスク~~評価結果に基づくべきであり、境界設定調査または発生調査を含む。
- 有害動植物ステータスがISPM 8で定める「未発生：有害動植物の記録はない」である場合は、PFAの設定が要求されるべきではない。
- PFAの枠組みでのサーベイランスは、有害動植物の分布と生息数の決定、有害動植物個体群の境界設定等を目的として使用可能。



2. PFAの設定

2.2 規制品目の移動の管理

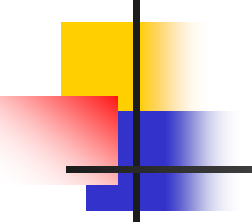
- ・ 有害動植物の入り込みを防ぐために、規制品目の移動に対する適切な管理を行うべき。
- ・ 移動の管理は、病害虫リスク評価の結果に基づき、管理には以下を含むべき。
 - 規制有害動植物のリストに該当有害動植物を含めること
 - ~~輸入~~経路及び管理が必要な品目を規制
 - 規制品目のPFAへの移動又はPFAの通過について、国内制限又はその他の措置を課して管理すること
 - 規制品目の検査、関連する文書の検査、不適合である場合に必要であれば適切な~~植物検疫~~措置の適用



2. PFAの設定

2.3 適切な場合の緩衝地帯の設定

- ・ PFAの地理的隔離では有害動植物の地域への自然まん延を十分に防ぐことができない場合は、緩衝地帯の設定実施を検討すべき。
- ・ 緩衝地帯の有害動植物の個体群が指定された許容水準以下であることをサーベイランスにより検証すべき。
- ・ 緩衝地帯の範囲は、寄主植物が存在する時期生育期に有害動植物の個体数がPFAに自然まん延する可能性がない距離に基づきNPPOが決定。
- ・ NPPOが地図を用いて緩衝地帯の境界を記載すべき。

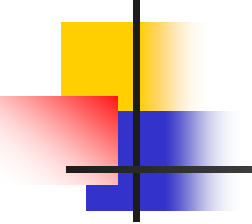


2. PFAの設定

2.4 有害動植物無発生地域の公的国家宣言

NPPOは、対象地域が以下に該当する場合、有害動植物が無発生であるとの宣言を行うべき。

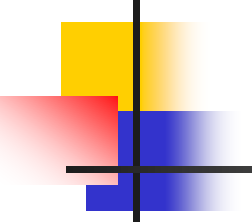
- ・ ISPM 8に基づき有害動植物ステータスは未発生と確認された場合
又は
- ・ ISPM 9（有害動植物の根絶計画のためのガイドライン）に基づき、
対象地域~~想定されているPFA~~からの有害動植物の根絶が~~初めて~~達成された場合



3. PFAの維持

3.1 規制の法的枠組み

- ・ 規制品目の移動管理（規制品目の移動によって有害動植物がPFAに持ち込まれないようにするため）
- ・ 必要な場合は、調査の強化をルール化した緩衝地帯の設定（有害動植物の自然分散を早期に発見するため）
- ・ PFAに持ち込まれた又はPFA内を移動する規制品目のトレーサビリティの確立~~追跡~~（植物検疫措置や適正な防除措置を時宜に応じて行えるようにするため）
- ・ ~~PFAで有害動植物を発見した場合、NPPOに通報~~



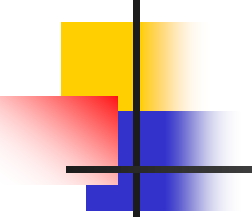
3. PFAの維持

3.2 PFA維持のためのサーベイランス

- ・ PFAが維持されていることを確認するために、定期的なサーベイランスを行うべき。
- ・ 一般サーベイランスで十分か、又は特定サーベイランスを実施すべきかは、有害動植物がPFAに侵入し定着するリスク~~病害虫リスク評価の結果~~に基づくとともに、有害動植物の生物学、関連する侵入経路及びPFAの特徴により判断する。
- ・ 有害動植物がPFA及び周辺地域に持ち込まれたことがなく、今までPFAでの存在の記録がなければ、一般サーベイランスで十分としても良い。
- ・ 早期発見のための特定サーベイランスの種類・頻度は有害動植物がPFAに侵入し定着する可能性の評価~~リスク評価~~に基づくべき。

3.34 有害動植物発見の通報

有害動植物の発見は、直ちにNPPO（又はNPPOに委任された権限のある当局）に通報され、公式に確認されるために報告の枠組みを確立すべき。



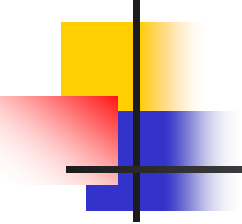
3. PFAの維持

3.4~~5~~ 突発的発生への対応を含む是正措置計画

- ・ PFAで有害動植物が発見された場合、NPPOは是正措置の種類を決定すべき。
- ・ 有害動植物を直ちに~~根絶除去~~できる、定着のリスクがないもしくは寄生又は汚染された規制対象品によってPFA外に拡散するリスクがないことを示す証拠がない限り、根絶計画はISPM 9に従い、以下のステップを実施すべき。
 - 発生地域を区切るための境界設定調査
 - 防除措置の実施（宿主植物、植物製品、汚染された運搬手段の移動又は自然まん延の管理）
 - 突発的発生地域でのサーベイランスの強化
 - ~~PFAステータスの停止、回復又は撤回に関する規定（ISPM9に準じた根絶成功の基準の設定）~~

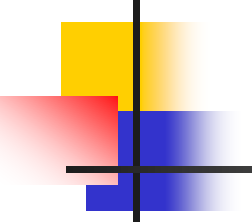
3.5~~4~~ PFAステータスの停止、回復又は撤回に関する規定

- ・ 根絶計画の実施前にISPM9に準じた根絶成功の基準を設定すべき（基準を満たした場合はPFAが回復。基準を満たさない場合はPFAが撤回又は境界設定の見直し）



4. 有害動植物無発生の検証と定期的な見直し

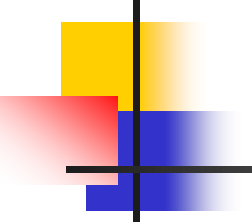
- ・ PFA維持計画の効果を定期的に見直すべき。
- ・ NPPOは問題点を修正し、有害動植物等に関する新しい情報を組み込み、計画の改善ができるようにすべき。
- ・ 行政上の活動を含むPFA維持計画は、監査によって検証されるべき。
- ・ 規制品目のトレーサビリティを確立~~移動を追跡~~することによって、PFAにおける植物検疫要件に従っていたかを検証できるようにすべき。



5. データ収集、文書化と記録管理

- ・ サーベイランスで収集したデータを保存し、追跡と検証が可能なように十分な期間利用できるようにしておくべき。
- ・ PFAの設定と維持に使用される 措置~~植物検疫措置~~は適切に文書化すべき。
- ・ 文書は定期的に見直し・更新され、是正措置を含むべき。
- ・ NPPOは、有害動植物の生態に応じて記録を24か月以上保持すべき。

【1回目協議からの主な修正点：データ収集に関する記述をセクション3から移動。】



6. 通告と利害関係者の関与

- NPPOは、利害関係者がPFAを設定・維持するための行動に影響を与える可能性があるため、利害関係者とのパートナーシップを確立。
- 利害関係者や他のNPPO~~輸入国のNPPO~~の要求に応じて、PFAの設定・維持~~PFAステータスの維持~~に関する情報を提供すべき。~~突発的発生に関する情報も利害関係者や加盟国に提供すべき。~~
- PFA~~ステータス~~を維持するために適用される植物検疫措置~~措置~~に関する情報は利害関係者に伝達されるべき。
- NPPOは、有害動植物の発見を報告する仕組み、確立された植物検疫措置及びPFA~~ステータス~~を維持することの重要性等の一般の認識を高めること~~啓発すること~~が奨励される。

1回目加盟国協議時に日本が提出した主なコメント①

コメント

2.3 緩衝地帯の設定

緩衝地帯の範囲は、適切な時期
(例：生育期、寄主植物の存在する時期) ~~生育期~~に有害動植物の個体数がPFAに自然まん延する可能性がない距離に基づきNPPOが決定する。

理由：緩衝地帯内の対象病害虫の個体群を考慮するのは寄主植物の生育期だけではないため。

反映状況

2.3 緩衝地帯の設定

緩衝地帯の範囲は、寄主植物が存在する時期に有害動植物の個体数がその地域に自然まん延する可能性がない距離に基づきNPPOが決定する。

➡【改正点：寄主植物の特定のステージだけを限定しない記述に修正。】

1回目加盟国協議時に日本が提出した主なコメント②

コメント

- 3. 病害虫無発生地域の維持
- ~~3.3 データ収集と記録管理~~
- 5. データ収集、文書化と記録管理

理由：セクション3.3はPFAの維持だけでなく、PFAの設置にも必要な項目。よって、「5. 文書化と記録管理」を「5. データ収集、文書化と記録管理」に変更するとともに、セクション3.3の内容をセクション5に追加すべき。

反映状況

- 3. 病害虫無発生地域の維持
- ~~3.3 データ収集と記録管理~~
- 5. データ収集、文書化と記録管理

➡【改正点：データ収集に関する記述をセクション3から5に移動し、セクション5のタイトルを変更。】